

税制上の特別措置について

本協会は、平成24年4月1日をもって公益財団法人となりました。
こうしたことから、本協会に寄付をした個人・法人に対しては税法上の特別措置が受けられます。

◇個人寄附の場合

・所得税

- ① 所得金額から控除される額 (寄附金額(注1)－2千円)
- ② 所得税額から控除される額 (寄附金額(注1)－2千円)×40%(注2)

* ①②いずれかを選択

(注1) 所得金額の40%が限度

(注2) 所得税額の25%が限度

・住民税

税額から控除される額

県の条例指定 (寄附金額(注1)－2千円)×4%

市町の条例指定 (寄附金額(注1)－2千円)×6%

上記いずれも該当 (寄附金額(注1)－2千円)×10%

(注1) 所得金額の30%が限度

◇法人寄附の場合

- ・寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

※詳しい内容につきましては、最寄りの税務署に御相談ください。